



# 連邦決議 n° 13/2012

ICMS - 州間の有害な港湾戦争 Guerra dos Portos

**EY**

Building a better  
working world

# ICMSについて

## 概要

- ▶ 商品・生産物の流通や通信、運輸サービスなどに適用される付加価値税
  - ▶ 課税標準額
    - ▶ 国内取引；取引額(ICMS額も含む)
    - ▶ 輸入取引；CIF額+輸入税+PIS/COFINS+IPI+ICMS+通関費用
- ▶ 特徴
  - ▶ 社内取引であっても別の施設への物の移出は課税される
  - ▶ 税率は、各州が国が定めた範囲内で決定する
  - ▶ **州間の取引の取扱い**
    - ▶ **一般的に州間取引の税率は、州内取引の税率より低い**
    - ▶ **移出者が、移出した事業所が存在する州に納付する**
  - ▶ 仕入税額控除について
    - ▶ 非課税取引に係る仕入税額は、控除できない
    - ▶ 免税取引等に係る仕入税額は、控除できる
    - ▶ 仮払>仮受となった場合の処理
      - ▶ 還付はされない
      - ▶ 別の施設への移転等が認められる

# Guerra dos Portos - Resolução 13

## -州間取引を巡るこれまでの動き-



- ▶ 州外に移出、もしくは販売する取引並びに州外から移入（購入）する取引の場合

どちらの州の税率を適用するか？どちらの州に納付すべきか？

- ▶ 商品の移出元の州と移出先の州で徴収されるICMSを分配する方式
  - ▶ 移出元州と移出先州が異なる際は、州間ICMS税率を適用
  - ▶ 税金は、移出元の事業者が存在する州に納付
  - ▶ 例えば、サンパウロ州では、18%のICMSの税収を両方の州で分配し、その税率は移出元州が12%、移出先（移入）州が6%という配分

# Guerra dos Portos - Resolução 13

## -州間取引を巡るこれまでの動き-



- ▶ これまで州によっては、州内港湾の利用の促進、及び企業誘致の目的で、企業が輸入する商品に対してICMSの恩典を付与（「港湾戦争」）
- ▶ 輸入業者はICMS恩典のある州の港を利用して輸入時のICMSコストを引き下げ、競争力を維持



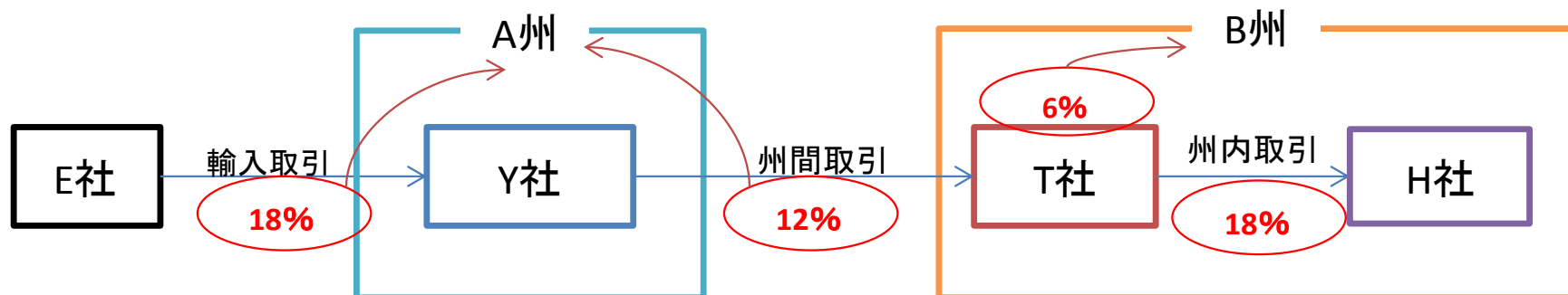
- ▶ 2013年1月1日より上院決議 n° 13 / 2012号の適用開始
- ▶ 一部輸入品の州間取引にかかる（移出元州の）ICMSが4%に固定された
- ▶ 北部地域や中西部など一部の州は数年間かけて4%へ引き下げられる

# Guerra dos Portos - Resolução 13

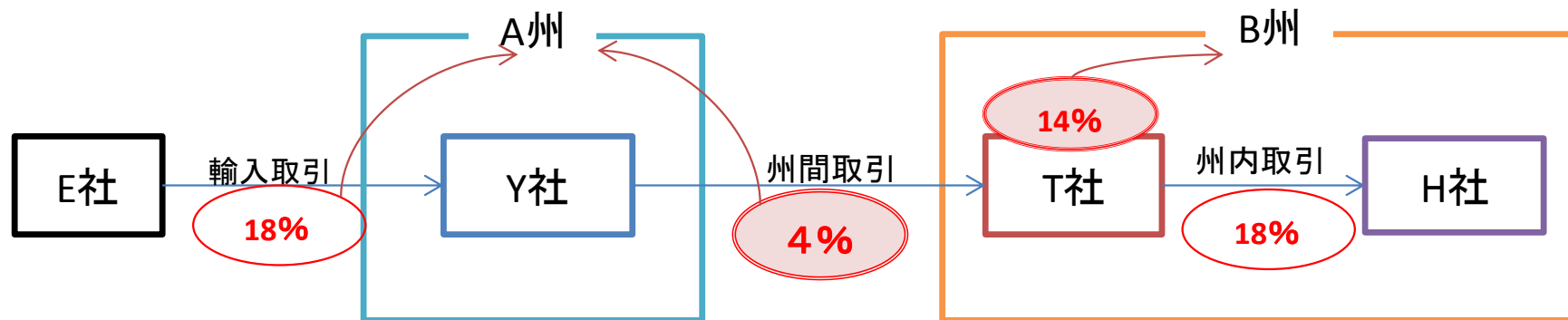
## -変更点-



### (1) 従前の処理



### (2) 改正後





# Guerra dos Portos - Resolução 13

## -州間税率 4 %の適用要件-



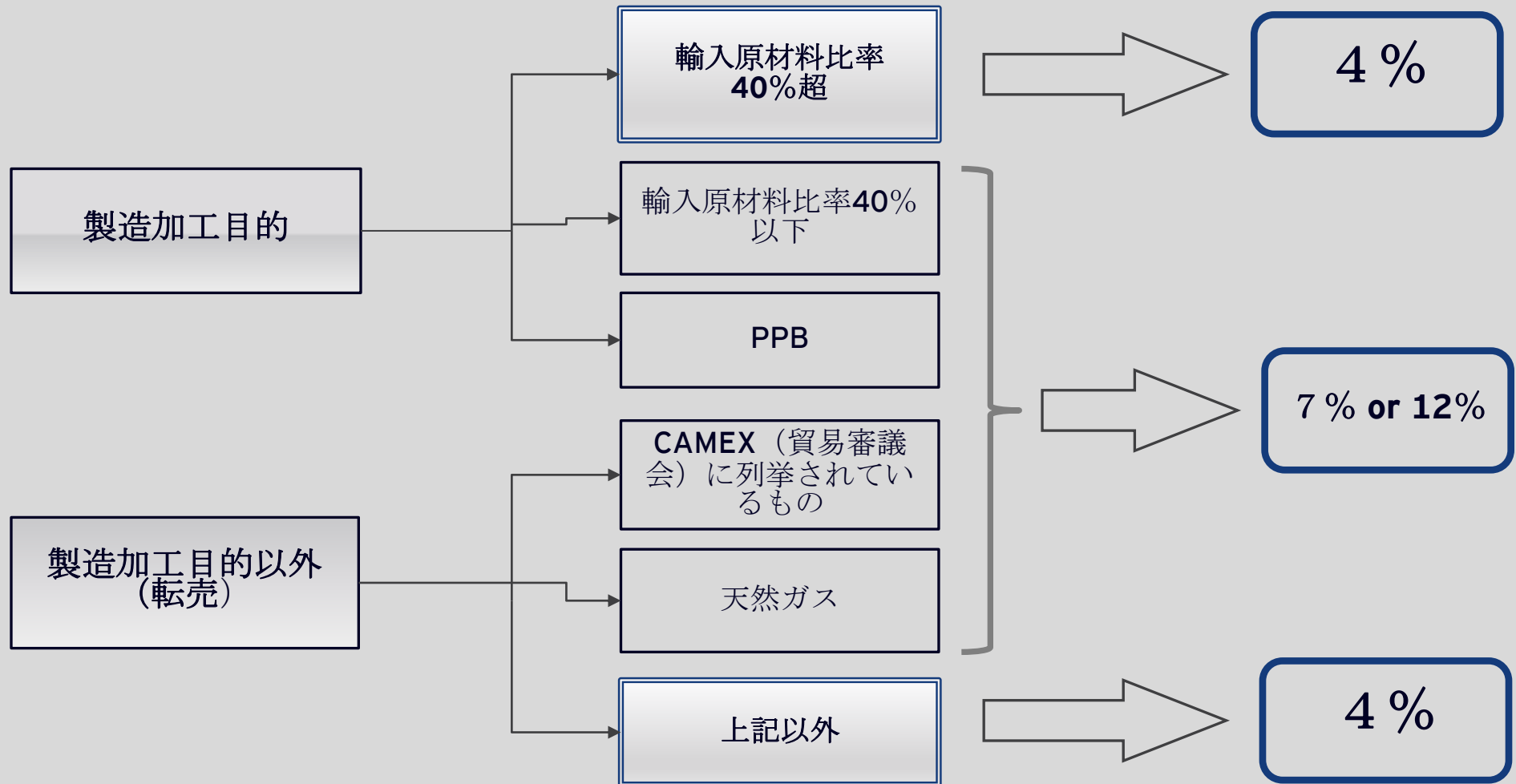
- ▶ **以下の製品の州をまたぐ移出にかかるICMSが4%となる**
  - ▶ **製造加工以外の目的で外国から輸入された製品**
  - ▶ **製造加工の目的であっても、その40%超が輸入原材料から構成されている場合**
  
- ▶ **例外規定（4%の ICMS 税率は、以下の場合には適用されない）**
  - ▶ **現地に類似品のない製品**
    - ▶ **（CAMEX（貿易審議会）に列挙されているものなど）**
  - ▶ **PPB（Processo Produtivo Basico）の範囲内で製造された加工品**
  - ▶ **諸外国から輸入された天然ガス**

# Guerra dos Portos - Resolução 13

## - 4 %の適用要件-



### ▶ 輸入品税率まとめ



## Resolução 13の影響 Re





# Guerra dos Portos - Resolução 13

## -影響-

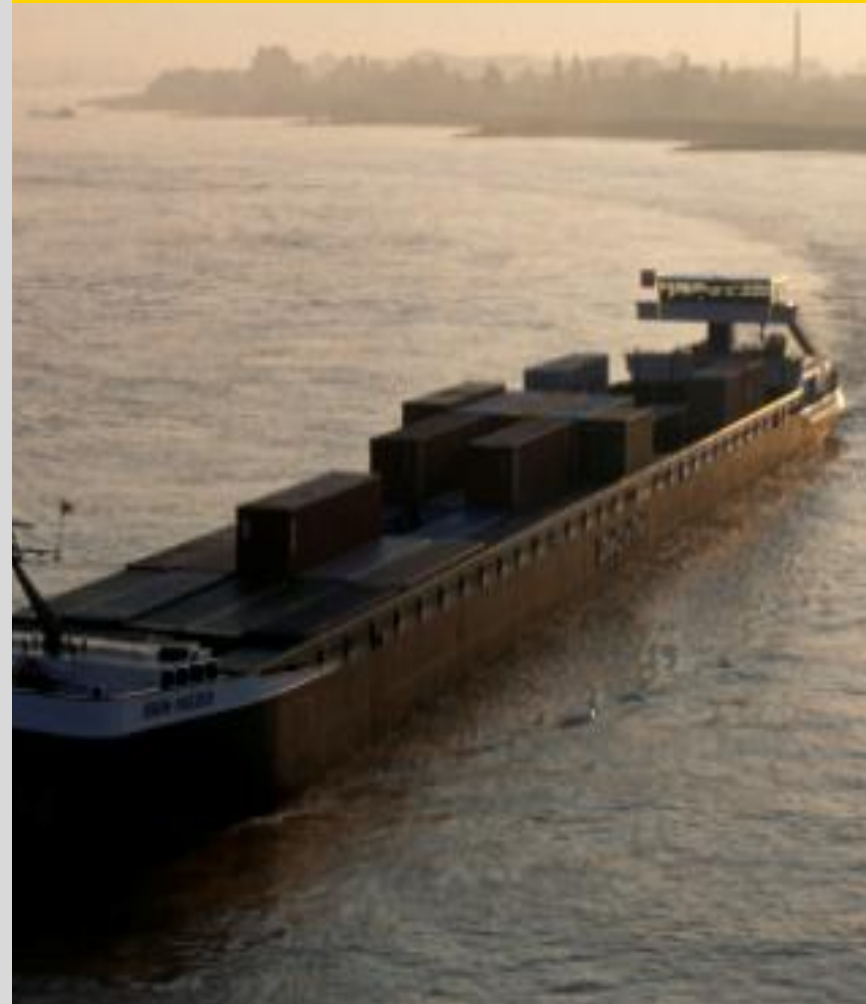


### ▶ 税務恩典の実質低減

- ▶ この変更は、輸入品にかかる税務恩典を認めていた州において、当該州内の港を使用している輸入業者、すなわち移出元業者に影響を与えることとなる。
- ▶ 移出元州に立地している企業は、州政府から様々な恩典を受けていた
- ▶ これが4%に下がることで、立地場所による恩典のメリットが低減することになる。

### ▶ 移出元会社のICMSクレジットの蓄積

- ▶ 但し、仕入にかかるICMSクレジットは、5年で権利が消滅



# Guerra dos Portos - Resolução 13

## -ICMSクレジット最小化のために-



▶ 輸入品の加工又は転売過程で州をまたぐ場合に、輸入業務を実施するのに最適な場所（州もしくはは港）を検討する流通調査

### ▶ 最小化するための方策

- ▶ 全てもしくは部分的にICMS支払いを延期できる輸入についての特別制度（Regime Especial）の申請（事前対応）
- ▶ クレジットの移転（事後）（移転先は州内限定）
- ▶ クレジットの移転例（サンパウロ州）（ÍNDICE SISTEMÁTICO – RICMS、SUBSEÇÃO I - DA TRANSFERÊNCIA DO CRÉDITO ACUMULADO Art73）
  - ▶ 同一企業の他の施設への移転
  - ▶ 州当局Secretaria da Fazendaに相互依存企業と認められた企業の施設への移転
  - ▶ 工業施設による供給施設からの製品の購入における移転
  - ▶ 商業施設による供給施設からの製品の購入における移転

# EY Contact



## 【EY Brazil】

**Hiroataka Hayashi**  
Manager - Assurance  
55 11 2573 3055  
hirotaka.hayashi@br.ey.com

**Claudio Yano**  
Diretor - Tax Services  
55 11 2573 3310  
claudio.yano@br.ey.com

**Marcos Okada**  
Partner - Assurance  
55 11 2573 3379  
marcos.y.okada@br.ey.com

**Aya Nishiguchi**  
Exe. Sr. Manager - Tax Services  
55 11 2573 3374  
aya.nishiguchi@br.ey.com

## 【EY Japan】

**Kiomi Horikoshi**  
Partner - Assurance  
81 3 3503 1100  
horikoshi-km@shinnihon.or.jp